

国立大学法人山口大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人山口大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究環境の向上を図るために民間等資金を活用した持続可能な施設の運営及び維持管理を図ることを目的として、本学の保有施設のネーミングライツ・パートナーを以下のとおり募集します。

1. 対象施設

別表の「ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧」に定めた施設

2. 募集の概要について

（1）協定の条件

- ① 協定の期間：原則３年以上（更新可）
- ② ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）

（2）応募資格

国立大学法人山口大学ネーミングライツに関する基準に定めた者とする。

（3）別称等の付与

- ① 別称等は、国立大学法人山口大学ネーミングライツに関する基準に基づき本学で審議の上、最終決定します。ただし、別称等の変更を求めることがあります。
- ② 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の別称等変更はできません。

（4）その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

（※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。）

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等できません。

- ① 対象施設等に別称等のサイン等を設置することができます。
ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
- ② 本学は、本学の広報紙やホームページを通じて、別称等の普及と定着に努力します。
- ③ ネーミングライツ・パートナー自身もネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

（5）別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサインや案内看板等の設置、維持、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別途、負担願います。）

なお、別称等サインや案内看板等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。

- ② 協定締結後に作成する大学広報誌等への別称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。

③ 別称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

④ 別称等のサインや案内看板等が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(6) 募集期間

~~最初の募集期間は、平成30年12月19日(水)から平成31年1月18日(金)までとします。~~
ただし、上記期間終了後は、随時受け付けを行います。

なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く午前9時から午後5時までとします。

(7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）
- ② ネーミングライツ・パートナーを希望する法人に係る以下の書類等
 - (イ) 会社概要及び直近3年間の決算報告書
 - (ロ) 登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
 - (ハ) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置するネーミングライツ審査委員会において、応募の趣旨、別称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。

なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

*資格要件及び選定基準は、次のとおりとします。

選定項目		要件，基準等	判断等
資格要件	応募の趣旨	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。	適・否
	別称等(デザインを含む)	・大学構成員，地域住民に受け入れられるか(親しみやすさ等)。 ・施設のイメージを損なうおそれがないか等	適・否
選定基準	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額なほど高評価とする。	金額
	協定期間	・別称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。	年数
判定	資格要件や選定基準を勘案し，総合的に判定する。		順位

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に通知します。また、本学のホームページ等で公表します。

3. 協定の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

なお協定締結後、決定した別称等、ネーミングライツ・パートナー、ネーミングライツ料及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権を付与します。

4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料の納入は、原則として毎年度当初（5月末まで）に1年分を一括して納入するものとします。

ただし、初年度分については、協定期間によって納入時期及びネーミングライツ料が異なります。

5. リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

また、新たに設置した看板等が破損する等、当事者に損害が生じた場合の責任及び負担は、協議のうえ決定することとします。

6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により別称等の継続が困難な場合は、1ヵ月以上前に大学へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

7. 申込書の提出先及び問合せ先

山口大学施設環境部施設企画課

〒753-8511 山口県山口市吉田1677-1

電話 083-933-5179

FAX 083-933-5141

E-mail si075@yamaguchi-u.ac.jp

施設名称	建築年 (改修年)	規模 (床面積) (㎡)	協定状況
<吉田キャンパス>			
総合図書館1号館 交流ラウンジ (りふカフェ)	1970 (2013)	108	「J-PORT」 JRCS株式会社 令和8年4月～令和11年3月
総合図書館1号館 ラーニングcommons (アカデミック・フォレスト)	1970 (2013)	288	
総合図書館1号館 情報ラウンジ (りふプラザ)	1970 (2013)	299	
総合図書館1号館 学習スペース	1970 (2013)	394	
総合図書館2号館 分化交流スペース	1983	520	
第1体育館	1966 (2003)	1,804	
第2体育館	1995	1,385	
第1武道場	1969 (2014)	642	
第2武道場	1973 (2008)	607	【そうごう自動車学校武道場】 (有) 山口そうごう自動車学校 令和5年8月～令和10年7月
大学会館大ホール	1984	308	
共通教育講義棟A <コミュニケーションルーム>	1966 (2007)	91	【カドスLOUNGE】 (株)カドス・コーポレーション 令和6年4月～令和9年3月
経済学部E棟 <大講義室>	1981	403	
理学部講義棟 <第14講義室>	1980	176	
理学部1号館3階 <学生実験室>	1968 (2002)	67	【山口建設コンサルタント地球科学LAB.】 (株)山口建設コンサルタント 令和6年9月～令和9年8月
農学部・共同獣医学部本館 <ラウンジ>	1966 (2003)	56	
農学部・共同獣医学部本館 <クリニカル・スキルスラボ>	1972 (2003)	107	
獣医学国際教育研究センター (i-cover) <形態構造学実習室>	2014	178	
獣医学国際教育研究センター (i-cover) <生体機能学実習室>	2014	178	
<小串キャンパス>			
医学部図書館	1988	1,952	
体育館	1984	1,062	
附属病院A棟 <オーディトリウム>	2019	388	
講義棟C <第3講義室>	1985	453	
総合研究棟A (医修館) <第1講義室>	2019	344	
総合研究棟B (医明館) <S1講義室>	2003	215	
<常盤キャンパス>			
常盤図書館	1984	2,216	
体育館	1976	1,456	
福利厚生棟1Fホール・ラウンジ・ピロティ	2002	299	【Area-C (エリア シー)】 中電技術コンサルタント (株) 令和8年4月～令和11年3月
電気電子棟1Fホールの一部	1995	42	【Y K C Lounge】 (株)山口建設コンサルタント 令和6年9月～令和9年8月
B講義棟	1981	452	「CHUGAI LB-B」 中外テクノス (株) 令和8年4月～令和13年3月
C講義棟 <C11講義室>	1970	336	【TOA Lecture Room】 東亜建設工業 (株) 令和7年8月～令和10年7月
D講義棟	2000	3,963	

別紙様式

山口大学ネーミングライツ・パートナー申込書

山口大学のネーミングライツ・パートナーとなることを希望しますので、審査をお願いします。なお、この申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

国立大学法人山口大学長 様

住 所	
称号又は名称	
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号・FAX	
E - m a i l	
応募の趣旨	
施 設 名	
別 称 等 案	
希望契約価格	円／年
希望契約期間	年 月 日～ 年 月 日
その他希望事項	

別紙様式

年 月 日

殿

国立大学法人山口大学長
谷 澤 幸 生 ⑩

ネーミングライツ・パートナー決定通知書

次のとおりネーミングライツ・パートナーに採用することを決定しましたので、
通知します。

施 設 名		
別 称 等		
命名権付与期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
命 名 権 料	年 額	円（税抜）
	年 額 （ 年間）	円（税抜）

別紙様式

年 月 日

殿

国立大学法人山口大学長
谷 澤 幸 生 ⑨

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあったネーミングライツ事業について、
次の理由により不採用とすることを決定しましたので、通知します。

施 設 名	
不 採 用 理 由	

国立大学法人山口大学ネーミングライツに関する協定書（案）

国立大学法人山口大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設又はその他財産（以下「対象財産」という。）に企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、愛称等（以下総称して「別称等」という。）を付与することができる権利等（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、次条以下に定めるネーミングライツについて、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

(ネーミングライツ)

第2条 甲は乙に対して、本契約に定めるところにより、甲が所有する対象財産に、別称等を付与することができる権利を認める。

(ネーミングライツの別称等)

第3条 本協定に基づき、乙が申し入れ、甲が承認したネーミングライツは、次の財産を対象とするものとする。

対象財産名：○○○○○○○（所在地：○○○○○○○）

2 対象財産の名称に関して付与する別称等は、次のとおりとする。

日本語表記 「 」

英語表記 「」

3 甲は、甲の定める規則等、組織内部における文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、前項の別称等を使用し、乙と協力して、別称等の定着に最大限努力するものとする。

4 本協定の有効期間中において、乙は、原則として本協定における別称等を変更することができない。

(協定の有効期間及び別称等の使用期間)

第4条 本協定の有効期間及び別称等の使用期間は、 年 月 日から
年 月 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定が終了した場合は、別称等の使用についても同時に終了する。

(別称等のサイン，看板等の設置)

第5条 甲は，甲が設置した対象財産及び本学の名称表示サイン(以下「サイン」という。)，看板等について，乙が別称等を表示するものに変更することを了承する。

2 前項に定める場合のほか，乙は甲と協議のうえ，対象財産及び本学構内に新たにサイン，看板等を設置することができる。

3 前2項に定めるサイン，看板等の具体的なサイズ，色彩，設置箇所及び掲示方法等については，甲乙協議のうえ決定するものとする。

4 第1項及び第2項に定めるサイン，看板等の変更及び設置は乙が実施するものとし，その費用は乙が負担するものとする。

5 第1項及び第2項に定めるサイン，看板等の所有権は，甲に帰属するものとする。

(別称等のサイン，看板等の管理)

第6条 別称等のサイン，看板等の修繕，維持管理等に要する費用については，乙が負担する。また，別称等のサイン，看板等により第三者に損害が生じた場合の責任は，乙の負担とする。

(その他の特典，付帯条件等)

第7条 甲は，甲乙協議のうえ，乙に対し，次の各号に掲げる特典を付与する。

(1) 甲は，本学の広報紙やホームページを通じて，別称等の普及と定着に努力する。

(2) 乙は，対象財産のネーミングライツを付与されていることを，乙の管理する媒体やその他の媒体（ホームページ，出版物等）で表示することができる。

(3) 前号の場合，甲は乙に対し，別称等並びに対象財産の動画及び静止画を使用することを認めるものとする。

ただし，乙は対象財産の動画または静止画を使用する際には，事前に文書により甲の了解を得なければならない。

(4) 前各号に定めるもののほか，乙が応募時に提案した条件については，甲が書面により許可した場合に限り，これを認める。

2 前項各号に定める特典等の権利は，第三者への譲渡や転貸等はいできない。

(ネーミングライツ料)

第8条 本協定に基づくネーミングライツ料は，年_____円（うち消費税額及び地方消費税額_____円）とする。ただし，〇〇年度については，年_____円（うち消費税額及び地方消費税額_____円）とする。

2 乙は，前項に定めるネーミングライツ料について，甲の発する請求書により，甲の定める納入期限（原則として，当該年度の5月末）までに納付しなければならない。ただし，契約年度分については，契約時期により別に定める。

3 乙が所定の納入期限までに納付しない場合は，指定した納入期限の翌日から甲が収納

した日までの期間の日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金として甲に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、本協定により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(協定の期間満了及び更新)

第10条 乙は、本協定の更新を希望するときは、本協定の期間満了の6ヶ月前までにその旨を甲に通知するものとする。

2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本協定の目的と同目的の新たな協定について、経済事情等諸般の事情を考慮し、甲乙が協議するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本協定は第4条第1項に定める期間の末日をもって終了する。

4 前項の規定に基づき本協定を終了する場合は、乙は、第4条第1項に定める期間の末日までに、サイン、看板等を撤去し、その費用は乙が負担し、原状に回復するものとする。

5 前項のサイン、看板等の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲がサイン、看板等を撤去し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲及び乙は、本協定の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第4条第1項に定める協定期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちにこの協定を解除することができる。

(1) 本協定の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

(2) 正当な理由なく、本協定に定める義務を履行しないとき。

(3) 本協定に定める条項に違反した場合。

(4) 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

(5) 乙が、ネーミングライツ・パートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。

(6) 乙の事情等により別称等の維持が困難となったとき。

(7) 甲が実施する改修工事等により、別称等の維持が困難となったとき。

(8) 災害により、別称等の維持が困難となったとき。

2 乙が前項第6号により、本協定を解除するときは、1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

3 前項各号に定める協定解除が行われた場合のサイン、看板等の撤去については、前条

第4項及び第5項の規定を準用する。

(ネーミングライツ料の返還)

第12条 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく甲の申し入れにより、協定が解除された場合及び同条第1項第4号から第6号の規定により協定が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

2 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく乙の申し入れにより、協定が解除された場合及び同条第7号及び第8号により、本協定が終了した場合、甲は、既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

(協定の変更)

第13条 甲及び乙は、第4条第1項の協定期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、協定内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本協定の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、協定内容を変更することができる。

(知的財産権)

第14条 乙が、本協定における別称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを対象財産の使用又は、この通常の事業に必要な範囲で、無償で使用することを認める。

2 前項に定める以外の知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。

3 別称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 別称等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払を余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む）を直ちに支払う。

(損害賠償)

第15条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本協定を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 甲及び乙は、業務の実施に関し相手方から秘密である旨を明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）をみだりに他者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

(管轄裁判所)

第 17 条 本協定に関する訴えについては、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等に関する協議)

第 18 条 本協定の内容に関し、協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山口市吉田 1 6 7 7 - 1
国立大学法人山口大学
学 長 谷 澤 幸 生 印

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○○○ ○ ○ ○ ○ 印